

## 川崎市青少年指導員連絡協議会補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、地域における青少年の健全育成活動の充実を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、補助金とは、協議会が運営する次の事業に対して、市が交付するものをいう。

- (1) 協議会の運営及び活動に関する事業
- (2) 区・地区協議会の運営及び活動に関する事業
- (3) 青少年指導員の研修活動に関する事業
- (4) その他、この団体の目的達成のために必要な事業

### (交付の申請)

第3条 協議会の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする補助金の額
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を協議会の代表者に通知するものとする。

2 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定の通知書にその理由を付して協議会の代表者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことと決定をしたときは、その理由を付して協議会の代表者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、第4条第1項による交付決定後、申請者からの適法な請求に基づき、概算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第6条 協議会の代表者は、市の会計年度終了後30日以内に、補助事業に係る実績報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付す

べき補助金の額を確定し、協議会の代表者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行なった指示又は命令に違反したとき。

(4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第10条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにし、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、協議会の代表者に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。